

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)
地域名 (地域内農業集落名)	員弁町員弁東地区 (大泉、西方、東一色、松之木、岡丁田、暮明)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は市の最南東部に位置し、西側に員弁川が流れ、大部分が平坦であり暮明地区については周辺の山林に接する地域である。地域内の農地のほとんどは圃場整備済であり、概ね3反程度の区画が多く、また集落ごとに若手の担い手への集約が進んでいる市内でも優良な水稲生産地帯である。員弁町は線引き都計区域であるが当該地域は市街化調整区域であるため農地に対する開発圧力は少ないと考えらえる。水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施している集落もあるが、多くが取り組んでいないか過去に取り組んでいたがやめてしまった集落が多く、今後の施設管理等や維持管理人員の不足が課題となっている。また、当該地区の圃場整備事業は平成初期の実施であるため水路等の施設の老朽化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲(主食用・飼料用)を主体に一部麦を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。
 地域内に畜産農家があるため、耕畜連携をすすめ環境保全型の農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手への農地の一層の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用するが、未相続地の利用権設定が困難になり耕作放棄地化を懸念している。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定はない

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵、侵入防止柵等で適宜対応する。
- ③大規模な圃場が多いため、スマート農業技術については積極的に取り入れる。
- ④すでに一部の担い手で取り組んでいる輸出米について今後も継続的に取り組んでいく。
- ②⑨地域内の畜産農家と堆肥、稲わらの交換による耕畜連携を推進する。